

帯広市文化財保護条例

昭和56年3月31日条例第23号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成20年3月7日条例第1号

帯広市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、帯広市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財のうち、国又は道の指定するものを除き、市にとって重要なものの保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物をいう。

(市民、所有者等の心得)

第3条 文化財の所有者その他の関係者及び市民は、文化財が貴重な公共的財産であることを自覚し、これを公共のために保存するよう努めるとともに、文化的活用に関心を持ち、協力しなければならない。

2 帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(文化財審議委員会)

第4条 教育委員会の附属機関として、帯広市文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

3 審議委員会は、委員10名をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

6 会長は、会務を総理し、審議委員会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 審議委員会は、会長が招集する。

9 審議委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

10 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(指定)

第5条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、国又は道が指定したものを除き、市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを帯広市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定により、無形文化財を市指定文化財として指定しようとするときは、当該無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議委員会の意見を聞かなければならない。

(解除)

第6条 教育委員会は、市指定文化財がその文化的価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、前条第1項の指定を解除することができる。

2 市指定文化財が、市の区域内に存しなくなったとき、又は国若しくは道の文化財として指定を受けたときは、前条第1項の指定は、解除されたものとする。

3 前条第3項の規定により認定された市指定文化財である無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、前条第1項の指定は解除されたものとする。

4 前条第4項の規定は、第1項の指定を解除する場合に準用する。

(指定又は解除の告示等)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により市指定文化財の指定をし、又は解除をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

(管理の義務)

第8条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その文化財を管理し、適性な保存に努めなければならない。

2 市指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、適当な者を自己に代り当該市指定文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選出したときは、所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更等)

第9条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定文化財の所有者等が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

- (2) 市指定文化財の所有者等が変更したとき。
- (3) 市指定文化財の所在、地番、地目又は地積に変更及び異動のあったとき。
- (4) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、き損し、又は亡失したとき。

2 前項第2号の場合においては、新所有者等は、旧所有者等の権利及び義務を承継するものとする。

3 市指定文化財である無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適當になったときは、相続人又は保持者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更)

第10条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理等)

第11条 所有者等は、市指定文化財の修理その他維持に必要な措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、文化財の保護上必要があると認めたときは、前項の修理等について必要な助言指導を与えることができる。

(調査、報告等)

第12条 教育委員会は、必要と認めたときは、所有者等の同意を得て、市指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(公開)

第13条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、教育委員会の行う催しものに期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

2 前項の規定による出品又は公開により、当該市指定文化財が滅失又はき損したときは、市は所有者等に対し、通常生すべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき理由等によって滅失又はき損した場合は、この限りでない。

(保存)

第14条 教育委員会は、市指定文化財（無形文化財を除く。）の保存のため必要があると認めるときは、関係者の同意を得て保存施設又は保存地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、その他保存に必要な措置を講ずることができる。

(補助金の交付)

第15条 市指定文化財の管理、修理、出品若しくは公開又は記録の作成若しくは伝承者の養成等のため、必要と認めたときは、市は、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付に当たっては、必要な条件を付すことができる。

3 第1項の補助金の交付を受けた者がその目的又は前項の条件に違反したとき、及び補助金の交付を受けた文化財を有償で譲渡したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 教育委員会は、前項の規定による処分をするときは、当該処分の相手方に対してその理由を示さなければならない。

(帯広市行政手続条例の適用除外)

第16条 前条の規定に基づく補助金の交付に関する処分については、帯広市行政手続条例（平成9年条例第2号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任規定)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第3号）

この条例は、帯広市行政手続条例（平成9年条例第2号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。